

たがみ

農業委員会 第28号

だより



■ 令和4年1月24日発行
 ■ 発行 / 田上町農業委員会
 ■ 発行人 / 会長 須佐 剛

TEL 57-6226
 ■ 印刷所 / 阿部印刷株式会社



5月12日 総合学習において田植を体験する子どもたち

いあいさし



田上町農業委員会
会長 須佐 剛

新年あけましておめでとうございます。昨年は多雪から始まり、果樹においては、4月の霜により被害があったと記憶しております。また、水稲においても7月には天候に恵まれたものの、田植後の日照不足、8月に入ると連日高温が続いたかと思えば、中旬以降の日照不足等により、結果として新潟県は、作況指数「96」のやや不良と公表されました。さらに、そば等の転作作物においても、8月下旬の大雨により被害を受けた農家も多かったのではないのでしょうか。

さて、昨年も新型コロナウイルス感染症の影響から、米需要の低下により今までにない米価の下落となり、農業所得の減少を招いたのではないのでしょうか。このことから、農業委員会としても、関係機関に農業施策に関する意見書を提出してきた所があります。

農業委員会では、耕作放棄地の発生防止、農地集積等に関係機関と共に取り組んでいる所がありますが、農業者の減少に伴い、担い手の確保に大変苦慮している所でもあります。

今後とも町、JA、土地改良区等関係機関と連携を図り、全力で支援して参りますので、皆様のご理解、ご協力を宜しくお願ひ申し上げます。

最後に、皆様のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶といたします。

田上町長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました！

会長代理 田巻俊也



田上町農業委員会は、令和3年4月5日に、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」として、農業施策等に関する意見書を田上町長に提出しました。

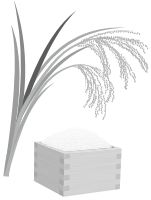
ご承知のとおり、農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足、鳥獣被害及び耕作放棄地や外国産農産物の輸入拡大など極めて厳しい状況であります。また、全国的な米の需要減少傾向が進む中、さらに令和2年当初から新型コロナウイルス感染症の影響もあり、米価が下落しました。このことから、令和3年度においても、農業者の減収が見込まれるため、意見書を提出しました。そのなか、農業委員会は、コロナ対策として、町内の農業者支援をお願いすると



もに、将来にわたり持続的かつ力強い農業施策を展開し、必要な予算確保の働きかけ等を行いました。その内容は、大きく5つの項目になります。

1. 農業者に対する支援策について（コロナ対策）
2. 生産調整の推進について（転作に取り組む農家への支援策）
3. 有害鳥獣対策の強化について（駆除対策や猟友会の担い手確保・育成）
4. 土地改良事業の推進について（土地改良事業に伴う予算確保）
5. 農業委員会予算等について（農業委員会活動への適切な予算措置等）

終わりに、昨年度に引き続き令和3年度においても、田上町農業者経営継続支援金を農業者に交付していただき、感謝しております。改めて御礼を申し上げます。大変、ありがとうございます。



各種申請書の締切は毎月15日

農地法第3条、第4条、第5条の許可申請受付、利用権設定申出書は毎月15日（土日祝日の場合は前日）が締切です。締切後の提出は、翌月の審議となります。

令和2年度利用権設定等の実績

(R2. 4. 1~R3. 3. 31)

利用権設定	新規	10件	81,538.00㎡
	再設定	173件	914,461.03㎡
利用権移転		1件	920.00㎡
所有権移転		2件	6,344.00㎡

相続等により農地を取得した方届出が必要です

相続等により農地を取得した方は、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。届出様式は、町のホームページからダウンロードできますし、農業委員会事務局にもあります。

令和3年農地の移動状況

(R3. 1. 1~R3. 12. 31)

農地法第3条	10件	70,265.00㎡
農地法第4条	—	—
農地法第5条	9件	3,658.79㎡
事業計画変更	2件	1,727㎡
適用外等	1件	673㎡
農地法による届け出（相続・解約等）	67件	457,274.49㎡



農業者年金制度が改正され、さらに便利になります！



ポイント 令和4年1月から

1

「若い農業者が加入しやすいように保険料が引き下げられます」
(一定の要件を満たす35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント 令和4年4月から

2

「農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります」
(農業者老齢年金:65歳以上75歳未満
特例付加年金:65歳以上(年齢上限なし))

ポイント 令和4年5月から

3

「農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます」
(加入可能年齢が60歳⇒65歳に引き上げられます。
但し、国民年金の任意加入者に限りませ)



農業委員会では、農地パトロールを実施し、遊休農地、違反転用、不法投棄などがないか現地を調査しています。転用の際は、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。

※申請にあたっては、事前に農業委員会へご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については、町のホームページに掲載しています。

◇農地の売買や貸借により転用するとき
農地法第5条の許可が必要です。
農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

◇農地の所有者が申請します。
農地法第4条の許可が必要です。

◆農地転用とは…

農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。
自分の農地を転用するとき
農地法第4条の許可が必要です。
農地の所有者が申請します。
農地法第5条の許可により転用するとき
農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

農地転用は許可が必要です！

田上町農業委員会担当区域

地区	担当区域	農業委員	農地利用最適化推進委員	地区	担当区域	農業委員	農地利用最適化推進委員
1	坂田・上吉田・川船河・清水沢・羽生田・青海・下吉田	小野塚 隆蔵	吉澤 勝眞	3	上野・山田・中店・中店嶋・湯川	加藤 幹夫	須佐 聡
				4	後藤・曾根・下横場 上横場	須佐 剛 諸橋 春雄	青木 博
2	原ヶ崎 本田上・川ノ下	五百川眞佐子	江部 潤一	5	川前・保明嶋・下中村・上中村・四ツ合・千苺・石田	塩原富士夫	笠原 一
		田巻 俊也				藤田 新一	
		乾 道子 塩原 栄一					

若い農業者の皆さん！ 自分の老後 自分で守れますか？

若い
今こそ年金
アクション！

若い農業者の方は、**国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」**に加入して
安心して豊かな老後を！



ポイント

1

保険料は自由に選べる！（2万円～6万7千円、千円単位）
さらに、35歳未満であれば、**1万円からでも加入可能！**

ポイント

2

認定農業者で青色申告者等には、**国庫補助で手厚い支援！**
1万円の自己負担で2万円の積立てが実現！

ポイント

3

自ら支払った保険料は、**全額社会保険料控除**の対象！
その他にも、**税制面で優遇措置がある！**

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金 

農業者年金の内容やご相談については、JAにいかた南蒲か田上町農業委員会
または農業者年金基金にお問い合わせください。

TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室) 

全国農業 新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行

月 700円 年 8,400円 (税込)

■購読の申込みは、田上町農業委員会へ
お気軽に連絡下さい。(☎57-6226)